

全国土地改良事業団体連合会災害被災地域償還助成金交付規程

平成23年4月12日 制定

(趣旨)

第1 全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）は、農家負担軽減支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）に基づく助成を行うため、要綱第14の1の規定に基づきこの規程を定め、災害償還助成金はこの規程の定めるところにより交付するものとする。

(災害償還助成金の交付方法)

第2 災害償還助成金の交付は、全土連から事務委託を受けた都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方土連」という。）が、要綱第13の3の(5)の規定により全土連が認定した災害償還助成計画に従って土地改良区（土地改良区が設立されていない場合にあっては市町村。以下同じ。）から提出される災害償還助成金交付申請書（別記第1号様式）によって行うものとする。

(災害償還助成金の額)

第3 災害償還助成金の額は、災害償還助成計画に定められた助成予定額を限度とする。

(災害償還助成金交付の申請)

第4 災害償還助成金の交付を受けようとする土地改良区は、災害償還助成金交付申請書を要綱第13の3の(5)の規定により全土連の認定を受けた日（以下「計画認定日」という。）から30日以内に、地方土連へ提出するものとする。

(災害償還助成金の交付)

第5 地方土連は、第4に規定する災害償還助成金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容について審査の上、適当と認めるときは、交付の申請を行った土地改良区に対し、災害償還助成金交付承認通知書（別記第2号様式）を交付するとともに、災害償還助成金を原則として、当該申請書に記載された負担金の償還年月日の直前に交付するものとする。

ただし、土地改良区が、災害償還助成金の対象の全部又は一部を、計画認定日以前に支払っている場合には、計画認定日後、直ちに交付するものとする。

(災害償還助成金の返還等)

第6 地方土連は、土地改良区において、災害償還助成金が要綱第14の4に規定する用途以外に充てられたと認められた場合には、当該適当でないと認められた額を土地改良区から要綱第14の5の規定により返還させるものとする。

第7 地方土連は、土地改良区に対する災害償還助成金を交付した後、その交付した額の全部又は一部が適当でないと認められた場合は、当該適当でないと認められた額を返還させるものとする。

(報告等)

第8 地方土連は、災害償還助成金の交付を行った土地改良区に対し、当該災害償還助成金に関する報告を求め、又はその職員をして当該償還助成金に関する帳簿、書類等の調査を求めることができるものとする。

附 則

この規程は、農村振興局長の承認のあった日（平成23年4月25日）から施行する。

(別記第1号様式)

平成 年度災害償還助成金交付申請書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会 長 殿

住 所
受入主体名
代表者名 印

平成 年度災害償還助成金について、災害被災地域償還助成金交付規程第4の規定に基づき、金 円の交付を申請します。

(内訳)

負担金の区分	地区名	平成 年度			災害償還 助 成 金 交付申請額 (回)	償還 (予定) 年月日	交付済額等	
		償還 予定額	10a当たり償還予定額				交付済額 (千円)	交付年月日
			うち利息額					
(1)国営土地改良事業								
(2)独立行政法人 水資源機構事業								
(3)独立行政法人 森林総合研究所事業								
(4)国庫補助事業								
(5)その他								
合 計								

(別記第2号様式)

平成 年度災害償還助成金交付承認通知書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

殿

全国土地改良事業団体連合会
会 長 印

平成 年 月 日付で交付申請のあった平成 年度災害償還助成金については、申請のとおり承認します。

なお、当助成金については、災害被災地域償還助成金交付規程の定めるところにより、後日交付します。